

国立大学法人佐賀大学ソーシャルメディア利用に関するガイドライン

(令和3年3月30日制定)

1 趣旨

このガイドラインは、佐賀大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員（以下「構成員」という。）がインターネット上で提供されているソーシャルメディアを利用するにあたり、基本的な事項等を定めるものである。

2 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ソーシャルメディア インターネット上のサービスを用いた情報発信又は双方向のやり取りができる情報伝達手段をいう。
- (2) アカウント ソーシャルメディアを利用するために取得した権利をいう。

3 遵守事項

構成員が、ソーシャルメディアを利用して情報発信をする場合（職務等としての利用のみならず、私用アカウントによる個人の立場での利用を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本学構成員としての自覚と責任を持つこと。
- (2) 法令等及び本学が定めている諸規則等を遵守すること。
- (3) 公序良俗に反する情報を発信しないこと。
- (4) 機密情報や職務上知り得た秘密を発信しないこと。
- (5) 著作権を侵害しないよう十分留意すること。
- (6) 基本的人権、プライバシー権、肖像権の権利又は他者の知的所有権を侵害しないよう十分留意すること。
- (7) 個人情報の取扱いに十分留意すること。
- (8) 発信する情報の正確性及び内容について責任を持ち、誤解のないよう十分留意すること。
- (9) 一度インターネット上に公開された情報は、すぐに拡散されるおそれがあるため、完全には消去できないことを理解しておくこと。
- (10) 発信した情報により、意図せず他者を傷つけたり、誤解を与えたりした場合には、誠実に対応すること。また、発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合であっても、冷静に対応すること。
- (11) 私用アカウントを利用する場合は、個人の立場で発信した情報が、本学の見解と誤解されないよう十分留意すること。
- (12) ソーシャルメディアを利用する端末には、十分なセキュリティ対策を施しておくこと。

4 留意事項

構成員は、ソーシャルメディアを利用して本学の教育、研究、診療及び管理運営等の業務に関する情報を発信する場合は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いについても十分留意すること。
- (2) 自らは職務上直接関わらない事項であっても、本学業務に関する情報を発信する場合には、読み手側は一定の関係職員として理解し、その記述が不正確な場合には誤解される場合があることについて十分理解すること。
- (3) 次に掲げる情報は発信しないこと。
 - ア 本学又は本学と利害関係にある者若しくは団体の秘密に関する事項
 - イ 本学及び他者の権利を侵害する事項

5 トラブル対応

構成員は、ソーシャルメディアは、一般的に匿名性が高く、また、サービスによっては短文での情報伝達となることから、誤解等によるトラブルの発生及び一方的な批判が寄せられる可能性があるため、利用にあたっては、次に掲げる事項に留意することとする。

(1) トラブルの発生防止

- ア 他の利用者からの意見に対し、冷静かつ誠実に対応すること。
- イ 誤りは直ちに認め、訂正すること。
- ウ 他の利用者の投稿を引用することや第三者が管理又は運用するページへのリンクの掲載は、当該投稿やページの内容が信頼性のあるものとして受け取られる可能性があるため慎重に行うこと。

(2) トラブルが発生した場合

- ア 発信した情報内容に係る批判やバッシングが異常なまでに殺到し、收拾が困難な「炎上状態」になった場合
 - ① 反論や抗弁は控え、客観的に相手方の発言意図を考えて丁寧な説明をする等、冷静に対応すること。
 - ② 発信した情報に問題があれば訂正し、必要に応じて謝罪を行うこと。
 - ③ 対応に時間を要する場合は、無視している等の不要な誤解を招かないように、適宜状況を説明すること。
- イ 本学構成員の氏名や組織名を詐称し、虚偽の情報を発信する「成りすまし」が発生した場合
当該ソーシャルメディアの管理者に削除依頼を行うとともに、必要に応じて本学の内外に周知し、注意喚起を行うこと。
- ウ 事実と反する情報が発信された場合
公式アカウント等から正しい情報を発信するとともに、必要に応じて正確な情報が掲載されている情報媒体（本学公式ホームページ等）へ誘導を行うこと。

6 公式ソーシャルメディアアカウントの運用

本学が管理・運営する公式ソーシャルメディアアカウントの運用に関する事項については、別に定める。

附 則

このガイドラインは、令和3年4月1日から実施する。